

岩手県行財政構造改革プログラム

～ 自立した地域社会の形成に向けて～

岩 手 県

平成15年10月

目 次

はじめに	1
行財政構造改革プログラムとは	2
行財政構造改革の方策	4

1 「心の豊かさやゆとり」を実感し、安心して暮らせる地域社会づくり

岩手県総合計画の推進と県民ニーズの高い分野等への施策の重点化
「40の政策」等を推進するための財源の確保

2 官と民、県と市町村との適切な役割分担と官民協働化の推進

(1) 官と民との適切な役割分担	5
民間で出来る業務は民間へ 事務事業の外部委託	公共施設の管理運営の外部委託
(2) 民間との協働による行政サービスの提供	6
(3) 県出資等法人の見直し	7
役割・使命を終えた法人の整理合理化の推進 法人の指導監督体制の強化	
(4) 市町村の自立への支援	8
(5) 地方振興局の業務完結性の向上	9

3 安定した行財政基盤の構築と質の高い行政サービスを提供できる行政経営体への転換

(1) 組織・職員体制のスリム化	10
新しい人事システムの構築 スリムな組織・職員体制の構築	
(2) 事務事業の効率化	11
優先度の低い事務事業の廃止・縮小 電子県庁の構築	業務プロセスの簡素化
(3) 審議会等の見直し	12
(4) 独立行政法人化	13
(5) 歳出規模の適正化に向けた取組み	14
総人件費の抑制 補助負担金制度の見直し 公共事業などの投資的経費の見直しと重点化	公債管理の適正化 公営企業等繰出金の適正化
(6) 歳入確保に向けた取組み	17
地域経済の活性化 新たな税等の導入 県税収入の確保 県有未利用資産の有効活用	受益者負担の適正化 各種基金の活用 資金調達手法の多様化

資料編

- 資料1 平成15年度から平成18年度までの財政見直し
- 資料2 行政経営指標
- 資料3 「岩手県行財政構造改革プログラム」骨子

はじめに

地方分権の流れが大きな潮流となっている中、県はこれまで「より生活者に近いところで生活者の立場に立って物事を決めていく」生活者主権、地域主権の確立を基本理念として、情報公開条例の制定、地方振興局の機能強化、市町村総合補助金の創設、事業評価制度の導入、行政品質向上運動の取組みなど、行政運営の透明性の確保や現場重視へのシフトと行政機構の簡素・効率化、財政運営の健全化などを目指して、行政改革に取り組んできました。

一方、この間、高速交通網など本県の遅れていた社会資本の整備にも積極的に取り組んできましたが、その結果多額の公債残高を抱え、長引く景気の低迷による県税収入や地方交付税等の大きな落ち込みとあいまって極めて危機的な財政状況に立ち至りました。

こうした事態に至ったのは、財政運営面では、経済動向等の的確な予測の難しさという側面はあるものの、財政見通しに甘さがあったことや、いわゆる「霞ヶ関スタンダード」の安易な受入れなど中央志向、中央に依存した体質から脱却できず、身の丈を超えた規模で社会資本整備を続けてきたこと、また、これまでの行政改革においては、仕事の進め方等の改革、コスト意識の醸成という面の取組みが不十分であったことなどによるものと考えています。

この度の改革は、「官から民へ」、「国から地方へ」という大きな流れを踏まえながら、右肩上がりの経済成長の中で身の丈を超えて肥大化してきた行財政構造を抜本的に改め、今後4年間で見込まれる1,750億円の財源不足を解消するとともに、10年先、20年先を見据え、県民の皆様が「心の豊かさやゆとり」を実感し、安心して暮らせる地域社会、すなわち「誇れるいわて」の実現を図るため、仕事の進め方等について徹底した見直しを進め、これまで以上に質の高い行政サービスを提供できる行政経営体に変わっていかうとするものです。

改革の過程においては、地域にとって真に必要なものは何か、「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」を県民自らの判断で決定していただくことが必要になって参ります。このため、必ずしも県民の皆様すべての御満足をいただけないこともあるかもしれませんが、改革に当たっては、その進捗状況を県民の皆様公表するとともに、県民の皆様から御意見をいただきながら毎年度見直しを行い、「進化する改革」として取組みを進めて参ります。

行財政構造改革プログラムとは

県では、「自立、参画、創造」による持続的・地域づくりを理念とし、「みんなで創る夢 県土いわたて」の実現を目指した岩手県総合計画を県政の基本指針としています。

この計画では、平成 22 年をゴールとしていますが、その実現のためにはしっかりとした行財政基盤をつくり上げ、私たちが自らの地域や暮らしに誇りを持てるような自立した地域社会の形成を進めることが必要と考えます。

そのため、当面、平成 15 年度から 18 年度までの 4 年間に、特に重点的に取り組んでいくべきものについて「40 の政策」として、2 つの緊急課題と 7 つの重点施策を掲げるとともに、「行財政構造改革プログラム」を策定し、行財政構造改革を推進しながら「行政システムの進化」を図ることとしました。

このプログラムでは、行財政構造改革の目指す姿の実現に向けて改革の具体的な取組内容とその取組みをどのような目標のもとに、いつまでに実施するかという工程表を示しています。

行財政構造改革の目指す姿

- キーワードは、「自立した地域社会の形成」です

「多様で厚み」のある産業構造が構築され、県民に安定した雇用の場が確保されます。

また、環境、福祉、教育などの分野への施策の重点化が図られ、すべての県民が「心の豊かさやゆとり」を実感し、安心して暮らせる地域社会づくりが進んでいます。

官と民、国・県・市町村の適切な役割分担や官民協働化が進み、県民が多様なサービス主体から質の高い公共サービスの提供を受けることができるようになります。

組織のスリム化、効率化が実現され、安定した行財政基盤のもとで、県や市町村、NPO、企業、住民一人ひとりが連携し合いながら、県民にとって、これまで以上に質の高い行政サービスの提供ができる行政経営体になっています。

1

なお、このプログラムの策定に当たっては、平成 15 年 6 月に「プログラム骨子」を作成しましたが、この骨子には今回の行財政構造改革を進める背景や本県行財政の現状と課題、取組視点、改革を進めるに当たっての配慮事項などを示しています。

(1 「プログラム骨子」は、資料編に資料 3 として掲載しています。)

総合計画

“夢県土いわて”の実現を目指して

H15

“40の政策”

H18

H22
夢県土
いわて

2 課題7重点を踏まえた施策の推進

【2つの緊急課題】

青森県境産業廃棄物不法投棄事案への取組みと循環型社会の形成

雇用対策

【7つの重点施策】

21世紀型の新しい産業先進県 環境首都を目指す環境先進県

新しい時代を担う人づくり教育先進県

バリアのないユニバーサル社会先進県 安心して暮らせる社会先進県

スローライフを基調とした「食」と「森」先進県

だれでもいつでも情報を受発信できる情報先進県

心の豊かさやゆとりを
実感し、安心して
暮らせる地域社会

官と民、県と市町村
との適切な役割分担
や官民協働による質
の高い公共サービスの
提供

安定した行財政基盤
の構築と質の高い行
政サービスを提供で
きる行政経営体

下支え・体制整備

実行

行政システムの進化

(行財政構造改革プログラムの推進)

評価結果の
フィードバック

評価

予算面での措置

4年間で200億円の
新たな政策推進枠

・政策推進と連動した組織
体制の整備
・達成度に基づく人事評価

人事・組織面での措置

行財政構造改革の方策

1 「心の豊かさやゆとり」を実感し、安心して暮らせる地域社会づくり

岩手県総合計画の推進と県民ニーズの高い分野等への施策の重点化を図ります。

「自立、参画、創造」により「夢県土いわて」を実現するという総合計画の理念や考え方は、今後とも県政運営の基盤として確固としたものであり、引き続き堅持し、その実現を目指していきます。
 しかし、厳しい財政状況下で、施策の選択と集中による重点化を図る必要があることから、当面、この4年間は、特に県民ニーズの高い分野等の施策推進を図るため、取り組むべき事項を「40の政策」として掲げ、それぞれの項目について目標を設定して、その達成を目指します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	→			
	<p>【4年間で取り組む7つの重点項目】</p> <p>産学官の連携をさらに強めながら、地域の資源や新しい技術を活かした新しい産業が活発に展開する「21世紀型の新しい産業先進県」を実現</p> <p>産業廃棄物の不法投棄対策の推進や二酸化炭素排出量削減の努力などにより「環境首都を目指す環境先進県」を実現</p> <p>子どもたち一人ひとりが健康で、知性においても人間性においてもバランスのとれた人間に育つよう「新しい時代を担う人づくり教育先進県」を実現</p> <p>障害の有無にかかわらず、男女の別なくすべての人々が自立し、不自由なく日常生活ができるよう「バリアのないユニバーサル社会先進県」を実現</p> <p>すべての人々が健やかで、どこに住んでいても行き届いたサービスを受けることができる「安心して暮らせる社会先進県」を実現</p> <p>地域の特性を活かした安全・安心な「食」を確立し、県内外に向けた農林水産物の供給基地を形成する「スローライフを基調とした『食』と『森』先進県」を実現</p> <p>すべての県民が、高度情報化社会のメリットを身近に実感できる「だれでもいつでも情報を受発信できる情報先進県」を実現</p>			

「40の政策」等を推進するための財源を確保します。

「40の政策」等の施策を強力に推進するため、所要の財源を確保するとともに、15年度から導入した政策形成・予算編成システムを通じて、毎年度必要な施策に的確に予算配分していきます。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	→			
	<p>重点項目等の政策推進のための財源確保</p> <p>4年間で200億円程度の予算枠を確保</p>			

2 官と民、県と市町村との適切な役割分担と官民協働化の推進

(1) 官と民との適切な役割分担

民間で出来る業務は民間に委ねます。


「民間で出来ることは民間に」を原則に官民の役割分担を徹底し、民間事業として行うことが適当と思われるものについては、民間に委ねます。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容		【予定事務】 ・観光宣伝業務 ・ガイドヘルパー養成研修業務 ・県立衛生学院歯科衛生学科運営業務 など	【予定事務】 ・ホームヘルパー養成研修業務(1級課程) など	【予定事務】 ・北東北三県共同による観光センターにおける観光案内業務 など

事務事業の外部委託を進めます。

県が行うべき事務事業であっても、民間のノウハウ等を活用することによりサービスの向上が図られる事業や、県職員人件費分も含めた全体の経費の削減が見込まれる事務事業については、外部委託を進めます。また、本県産業の活性化、雇用機会の拡大の観点からも、「民間開放()」等による新たな外部委託推進の仕組みをつくります。

民間開放とは
 県が行っている事務事業の内容を広く公開し、民間企業等が受託しやすい環境・仕組みをつくることを言います。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・「民間開放」を進める仕組みづくりの検討 【予定事務】 ・産業廃棄物実態調査業務 ・用地取得業務の一部 など	・「民間開放」の仕組みの構築・導入 【予定事務】 ・県民意識調査、企業・事業所行動調査等の調査統計業務 ・地域づくり情報誌発行業務 ・国際交流・協力業務の一部 ・保育士試験関連業務 ・観光統計業務 ・特定計量器の定期検査業務 ・総務事務の定型業務分 ・私立学校の調査・統計業務 など	 【予定事務】 ・県広報業務の一括外部委託 ・水生生物を指標とする水質調査業務 ・農林水産業に係る調査統計業務 ・県営建設工事請負参加資格申請受付、審査業務 ・建設業許可受付、審査業務 ・経営事項審査受付、審査業務 ・都市計画現況調査 ・岩手芸術祭業務 ・埋蔵文化財調査業務 など	【予定事務】 ・総合教育センターのいわて教育情報ネットワーク関連機器運用管理業務 ・総合教育センターの公用車運行管理・冷暖房施設維持管理業務 ・県立図書館の窓口業務等の一部 など

公共施設の管理運営の外部委託を進めます。

地方自治法の一部改正により「指定管理者制度」が創設され、民間法人による管理が可能となったことから、県が有する公共施設については、県民サービス向上の視点から、民間法人への外部委託を進めます。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・全県有施設における管理運営方針の見直し(例:通年開館の実施など)	・指定管理者制度の活用に向け、競争原理が効果的に働く仕組みの構築 ・指定管理者を指定するための条例制定 【検討対象施設】 岩手県公会堂、県立花巻広域公園県民ゴルフ場など	・各施設における指定管理者の選定	



【15.4.1現在の県有施設の委託状況】

- ・直営:7施設
- ・出資法人等:46施設
- ・市町村:8施設

(2) 民間との協働による行政サービスの提供

多様な形態による民間との協働を推進します。

県民の参画や民間との協力により質の高い行政サービスの提供が可能となる業務については、積極的に協働を進めます。また、推進にあたっては、協働の効果を最大化できるよう、各事務事業の目的や内容に相応しい多様な協働の形態を導入します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・官民相互の理解を深めるための研修会の実施	 ・民間からの事業公募制度の仕組みづくり ・公の施設の運営管理等におけるNPOや有償ボランティアとの協働化の検討	・民間から事業公募制度の実施 【協働予定事務】 ・県民会館、埋蔵文化財センター、県立博物館、県立美術館、県営体育施設の運営業務の一部など	 【協働予定事務】 ・盛岡駅西口複合施設の運営業務の一部 ・青少年健全育成業務 ・国際交流・協力業務の一部など

(3) 県出資等法人の見直し

役割・使命を終えた法人は、整理合理化を推進します。

・「施策推進上の役割・使命を終えた法人」や「立ち上がり」を支援するために出資した法人」は、平成18年度までの間に、廃止(解散)又は出資の引き揚げを行います。

・「経営上問題を抱えている法人」や「県が財政面での支援を行っている法人」は、事業の抜本的見直しを行います。

・県出資等法人が行っている事業についても、民間法人との競争原理を導入する制度を整備し、その結果、役割を終えた法人については、順次廃止(解散)することとします。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・事業の抜本的見直し ・廃止(解散)及び出資引き揚げ法人及びスケジュールの決定(12月)	・廃止(解散) ・出資引き揚げ		
	・経営改善計画策定 ・経営改善実現性の検証と廃止等の検討	・経営改善への取組み		
		・公の施設の管理業務委託に係る指定管理者制度に関する条例制定	・公の施設の管理業務委託に係る指定管理者選定	
			・役割を終えた法人の廃止(解散)	

法人の指導監督体制を強化します。

法人の指導監督体制を強化するとともに、具体的な経営目標の設定とその成果を評価する仕組みを構築しながら法人のあり方について継続的に見直しを行います。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び県所管部局による「PDCA(Plan(計画) Do(実行) Check(評価) Action(改善))サイクル」構築 	<ul style="list-style-type: none"> 指導監督体制強化(監査体制強化、外部評価委員会設置、県統括部署設置など) 法人のあり方の継続した見直し 		
	<p>【今後の県支援の基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政的支援の縮小 「法人の自立」の観点から、県からの補助金及び貸付金などの財政的支援は、廃止を前提として、その必要性、緊急度、効果、中長期計画、年次事業計画について、徹底した見直しを行います。また、支援が必要な場合でも、その限界点を明確にしたうえで、支援の廃止に向け、徹底した経営改善に取り組むこととします。 ・職員派遣の縮小 「法人の自立」の観点から、県からの派遣職員は、県と法人との役割分担のあり方を十分考慮し、その必要性を検討のうえ行うこととします。 ・退職職員の推薦の廃止 県として推薦することは、原則として行わないこととします。また、法人の要請や主体的な判断で県退職職員を採用する場合については、客観的で公正な制度を新たに実施します。 			

(4) 市町村の自立への支援

市町村の自立を支援します。

住民に身近な行政サービスは、基礎的自治体である市町村が担いうるよう、その自立に向け積極的に支援します。具体的には、合併市町村の自立に向けた財政的支援やこれまで以上に市町村の要請に基づく円滑な権限移譲が進むよう、移譲の考え方や移譲事務一覧を含めた県事務の移譲指針を策定します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 合併市町村自立支援交付金の創設(7月)、交付 合併市町村への移譲可能事務リストの作成 県事務の移譲指針の策定(年度内) 			
	<p>地方振興局所管事務を中心とした県事務の包括的移譲、県事務の一括移譲(権限・財源・人的支援)</p>			

(5) 地方振興局の業務完結性の向上

地方振興局の業務完結性の向上を図ります。

市町村への権限移譲の推進、市町村合併の進展等により地方振興局の果たすべき役割は変化していく中において、より多くの県業務が地方振興局において完結されるよう地方振興局機能の充実・強化を図ることとし、そのための地方振興局の再編を進めます。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域生活圏の見直し ・12地方振興局の再編の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・県総合計画の後期実施計画、地域計画の策定 		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">地方振興局の再編</div>		

3 安定した行財政基盤の構築と質の高い行政サービスを提供できる行政経営体への転換

(1) 組織・職員体制のスリム化

新しい人事システムを構築します。

- ・職員の意欲や能力を最大限に引き出すため、所属における対話や、人事異動に対する職員の意向反映の充実等を図ります。
- ・職員の業務に対する取組みを適正に評価し表彰する仕組みを充実する等、柔軟な人事システムの導入を行います。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務方針推進支援プログラムの実施 ・課長級の職員について希望降任制度の実施 ・定期人事異動における職員の意向確認の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員表彰制度の充実 ・勤務実績の勤勉手当等への反映 		

スリムな組織・職員体制を構築します。

- ・一般行政部門(知事部局や各委員会事務局)について、事務事業の見直し等により、職員定数の10%程度の縮減を図ります。
- ・学校配置職員について、児童、生徒数の減少等を考慮し、5%程度の削減を図ります。
- ・迅速な意思決定と事業の実施状況に応じた柔軟な人員配置を図るため、新たな職制を導入します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・一般行政部門(知事部局や各委員会事務局)職員定数の縮減 ・学校配置職員数の順次削減 ・フラット化、グループ制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 順次縮減 順次削減 	

(2) 事務事業の効率化

優先度の低い事務事業を廃止・縮小します。

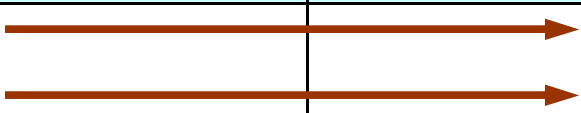
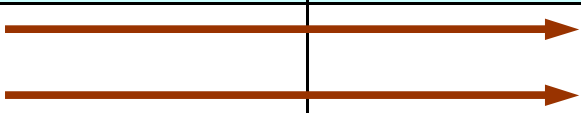
現在、県が行っているすべての事務事業について、その必要性、有効性、効率性、緊急性などの観点から見直しを行い、優先度の低い事務事業については廃止又は縮小します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	【廃止予定事務】 ・毎月勤労統計調査年報の印刷物 ・公共土木施設に係る市町村災害復旧事業設計審査業務の一部 など	【廃止予定事務】 ・青少年科学技術理解増進事業 ・遠隔医療システム運営事業 ・いわてマルチメディアセンターの運営管理業務 【縮小予定事務】 ・県統計協会関係事務 ・県統計功労者表彰事務 ・労働力調査・小売物価統計調査・家計調査の審査会 ・広域商工業振興協議会関係事務 ・イベント関連業務(企業ネットワーク、銀河系いわてフェスティバル) など		【廃止予定事務】 ・田老大規模年金保養基地関係業務 ・会計協会 など 【縮小予定事務】 ・社会貢献活動支援業務 ・いわてクリーンエネルギーフェア業務 ・北のくに健康づくり推進協議会(歯科)事業 など

物件費7.5億円程度削減

電子県庁の構築を進めます。

電子申請・届出等の手続きの電子化等による県民サービスの向上を図るとともに、行政事務のIT化を積極的に進め、ノウハウの蓄積と処理スピードの向上を図ります。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容		・県民等からの申請・届出を電子化 ・各種電算処理システムの統合等による運用経費の削減		

申請・届出の9.5%を電子化・運用経費を2/3に削減(H15現在:約9億円)

業務プロセスを簡素化します。

・民間企業の優れた経営ノウハウを取り入れ、職員がコスト意識を持ち、県の仕事の進め方を見直すとともに、行政事務のIT化を図ることにより、業務プロセスの簡素化と内部事務にかかる人的・時間的コストを縮減します。

・内部事務にかかる人的・時間的コストの縮減を図るため、平成16年度までに予算規則、会計規則、公有財産規則、要綱、指針等の見直しを行うことで、合議先を減らす等により、内部管理事務を簡素化します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・行政経営品質向上運動推進プログラムの策定 ・予算規則、会計規則、公有財産規則、要綱、指針等の見直し			

(3) 審議会等の見直し

審議会等を整理統合します。

県民や有識者等からの意見や提言を、県の政策立案や県政運営に適切に反映させるため、審議会等の運営の活性化及び適正化を進めます。また、法令等により設置が義務付けられているものを除いた審議会等ごとにその設置の必要性等について抜本的に見直すとともに、パブリックコメント制度や部局ごとの政策アドバイザー制度等の代替手段の導入等も検討しながら、その整理統合を進めます。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・各審議会等ごとに、整理統合に向けた見直しを実施			
	【政策アドバイザー制度】 従来の各審議会等ごとに委員を選任する方法に代えて、各部局ごとに政策アドバイザー(仮称)を選任し、有識者の意見を聴く必要がある場合はその都度このアドバイザーから適任者を抽出して意見を聴く方法です。			

【15.4.1時点の審議会等の数】・139団体

- ・法令必置 51
- ・条例設置 41
- ・要綱等設置 47(要綱等設置の47団体は原則廃止する。)

(4) 独立行政法人化

県立大学などの独立行政法人化を進めます。

・県立大学など、地方独立行政法人化によってサービス向上と業務運営の効率化等が図られる部門は、平成18年度までに地方独立行政法人への移行を進めます。

・県立大学は、平成17年度までに公立大学法人化します。

・試験研究機関は、制度導入の可否を平成16年度内に決定します。制度導入を決定した試験研究機関は、平成18年度までに地方独立行政法人化します。

・公営企業(病院事業、電気事業、工業用水道事業)は、地方独立行政法人化するか否かを平成18年度までに決定します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	【県立大学】 ・公立大学法人化に向けた検討作業	→	・平成17年度から、公立大学法人として運営	
	【試験研究機関】 ・各機関ごとに、制度の導入の可否を検討	・制度導入の可否を決定	・制度導入に向けた準備	・制度導入が可能と判断した試験研究機関の地方独立行政法人化
	【公営企業】 ・制度導入の可否を検討			・制度導入の可否の決定

(5) 歳出規模の適正化に向けた取組み

総人件費を抑制します。

ア 退職手当の支給水準の引き下げ

退職手当の支給水準については、国の措置に準じ、約5%の引き下げを行います。

イ 特殊勤務手当の全面的な見直し

制度の趣旨を踏まえ、支給対象となる業務、手当額及び支給方法等について全面的に見直しを行います。

ウ 給料月額額の減額措置の実施

人事委員会勧告の実施のほか期間を限定した措置として、一般職の職員の給料について平均で4%程度の減額措置を実施します。

エ 職員定数の縮減

職員定数を縮減し、人件費を抑制します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	ア)退職手当 ・平成16年1月から実施	削減額2.6億円程度		
	イ)特殊勤務手当 ・平成15年12月議会で改正条例案を提案	・平成16年4月から実施		
	ウ)給料減額措置 ・平成15年12月議会で改正条例案を提案 ・平成16年1月から実施 ・人勤分は平成15年から実施	・引続き平成17年3月まで実施	削減額1.47億円程度	
		エ)定数縮減 ・平成16年4月から職員定数の縮減を実施	順次縮減	

補助負担金制度を見直します。

県単独補助金、各種団体への加入負担金について、その目的や効果等を検証し、見直しを進めます。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・補助負担金の見直しによる歳出の削減	目標削減額6.0億円程度(具体的には毎年度の予算編成において決定)		
	<p>【補助金・負担金の見直しの観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限が設定されている補助金・負担金の期限到来時の廃止 ・人件費補助を行っている団体の人的体制や給与費の見直しによる補助の削減 ・県の事務事業の見直しに応じた団体への事務事業運営費の削減 ・内容の見直しによるイベント開催費への補助・負担金の削減 ・県単継ぎ足し補助の原則廃止 ・県が加入していることの影響が小さい各種団体からの脱退等 ・各県持ち回りイベントの合理化要請と負担金の削減要請 			

公共事業などの投資的経費を見直し、重点化を進めます。

ア 公共事業の重点化

【公共事業費の適正化】

公共事業費については、投資規模の適正化を図るため、ほぼ国の経済対策等が始まる以前の水準に戻すこととし、平成14年度当初予算に比べて平成16年度までに段階的に30%削減、以降、平準化を図ります。

【全庁的重点化の仕組み構築】

県民ニーズ等に的確かつ迅速に対応するため、一層の「選択と集中」が求められることから、所管部局や事業分野を越えた重点化(予算の重点配分)を可能とする仕組みを構築します。

【污水处理、道路整備分野等の一元化】

限られた財源で、より効果的、効率的な整備を進め、事業の企画から実施まで一貫した形での効率化を図るため、污水处理、道路整備、海岸、治山・砂防の4分野において一元化を図ります。

【森林整備と環境部門の連携】

森林整備については、環境行政と密接に関連した取組みが求められることから、その連携が十分図られる仕組みを整備します。

イ 公共事業以外の大規模施設整備事業を含めた取組み

・政策等の評価に関する条例に基づき、大規模な公共事業や施設整備事業について、必要性や効果等を評価します。

・緊急性が高いと考えられる事業については、事業費の抑制下にあっても必要なものを厳選しながら優先的に実施します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・公共事業費の適正化 (H14年度比 15%)	・公共事業費の適正化 (H14年度比 30%)	平準化	
		・所管部局を越えた「全庁的重点化」の仕組み構築(部局内での事業分野重点化の試行) ・污水处理分野の組織体制の一元化(検討着手) ・道路、海岸、治山・砂防分野の事業推進の一元化(検討着手) ・森林整備と環境部門との連携の検討	・所管部局を越えた「全庁的重点化」の仕組み構築(全庁で実施) ・実施 ・実施	・森林整備と環境部門との連携の仕組み整備
	・政策等の評価に関する条例の整備	公共事業評価、大規模事業評価の実施(第三者委員会による調査審議)		
	・必要性、緊急性を再検討したうえでの事業費や実施時期の見直し(繰り延べあるいは前倒し)	大規模施設整備事業などの抑制:目標削減額3.5億円程度		
	(緊急課題対応・前倒し) 県境不法投棄事案に係る環境再生事業、高等学校整備事業(耐震工事)(凍結) 消防学校整備事業、岩手県公会堂改修工事、いわて地元学情報センター(仮称)整備事業、県営スケート場整備事業、県営ジャンプ場スモールヒル整備事業、職員公舎整備事業、警察署・待機宿舎整備事業 (完了年度繰り延べ) エコパーク平庭高原(仮称)整備事業 (事業費抑制) 農業大学校施設整備事業、史跡公園(柳之御所遺跡)整備事業			

公債管理の適正化に努めます。

ア 県債発行の抑制

平成18年度当初に「プライマリーバランス」の均衡¹を達成するため、投資的経費の規模の適正化により県債発行を抑制します。

イ 毎年度の県債償還額の平準化(850億円程度)

これまで10年償還を基本としていた本県の銀行等引受債(旧縁故債)については、施設の耐用年数と比較して償還期間が短いという面があるため、世代間の負担の公平化と公債費負担の中長期的な平準化の観点からこれを見直し、当初から借換えを予定していなかった県債についても借換えを行うこと(借換債の発行)により、償還額の平準化を図ります。

また、平成15年度以降に発行する銀行等引受債についても、全額を借換予定債(10年後に借換えてトータルの償還期間を20年とするもの)として発行していきます。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・投資的経費規模の適正化による県債発行額の抑制 1 新規の県債発行額が、当該年度の県債元金償還額を下回る状態を言います。	→		
		プライマリーバランスの均衡の達成		
	・適時適正規模の借換債の発行による県債償還額の平準化	→		
		県債償還額の平準化による一般財源の削減		

公営企業等繰出金の適正化に努めます。

料金収入を基本に、独立採算制のもと公共性の高いサービスを効率的かつ効果的に提供するという公営企業の本旨に基づき、一般会計からの繰出金についても、公営企業としての自立を高める観点から見直します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・公営企業等繰出し金の適正化(具体的には毎年度の予算編成において決定)	→		

(6) 歳入確保に向けた取組み

地域経済の活性化策を推進します。

今後成長が見込まれる分野の企業誘致や、地域からの起業による産業育成、中小企業の経営革新に向けた取組みへの支援などの地域経済の活性化策等を推進し、税財源が確保されるよう努めます。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・新たな産業育成や中小企業支援等の実施	→		
	いわてリーディング産業集積プロジェクト、いわて新産業創出・育成プロジェクトなどの産業活性化支援策の展開			

新しい施策を推進するために必要な新たな税等を導入します。

本県の豊かな森林を県民とともに守り育てる施策などを推進するために必要な新税等を、受益と負担の原則についての議論を十分踏まえ、県民の理解を得ながら導入します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・新たな財源を必要とする施策の検討	→	・条例の制定・施行	→
		・県民意見の聴取と理解の醸成		

県税収入の確保に努めます。

さまざまな方策による滞納整理の推進や課税対象の一層の捕そくを行うとともに、税負担の公平性確保等の観点から課税の特例制度を見直し、税収の確保を図ります。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・滞納整理の推進による収入未収額の縮減 ・課税捕そく調査の強化 ・課税免除制度・特例税率制度の見直し	→		
			H18の収入率(個人県民税を除く)目標99.0%(H14実績98.7%)	

県有未利用資産の有効活用を進めます。

・県の管理する未利用の土地や建物等について、売却や貸付など多面的活用を図ります。

・将来とも利用する見込みのないものについては、一般の方が参加しやすいように工夫しながら、公募抽選売却(随意契約)の導入、不動産業界との提携による売却促進などを図り、一般競争入札等により積極的に処分を進めるとともに、県と市町村間の貸付、借受財産の整理に取り組みます。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公募抽選売却(随意契約)の導入 ・利用中財産の処分可能性検討及び未利用資産の多面的活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業界との提携による売却・貸付等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村間の貸付、借受財産の整理 	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">未利用資産の処分または貸付等: 目標額30億円程度</div>	


受益者負担の適正化に努めます。

受益者負担の適正化の観点から、原価計算や実勢価格等も踏まえて、使用料・手数料の見直しを行うとともに、県有施設における使用料の減免措置の見直しを行います。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種県営施設等の使用料の改定 ・検査や登録・許可事務等に係る手数料の改定 ・宿泊施設利用料や複写料等の諸収入の改定 ・これまで使用料等を徴収していなかった事務等についての適正な負担の設定 			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">具体的には毎年度の予算編成において決定</div>		


各種基金の活用を進めます。

主要3基金(財政調整基金、県債管理基金、公共施設等整備基金)以外の各種基金について、存続の必要性を検討するとともに、一般会計への繰入れが可能なものについては、その活用を図ります。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・地域振興基金、土地開発基金、自治振興基金等の活用			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">見直しによる一般会計への繰入: 90億円程度 (具体的には毎年度の予算編成において決定)</div>		

資金調達手法を多様化します。

地域住民の県行政への参画意識の高揚と公募化を通じた資金調達手法の多様化を図るため、北東北三県で、住民参加型ミニ市場公募債の共同発行を行います

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	・北東北3県による県債の共同発行			

資 料 編

(資料1：平成15年度から平成18年度までの財政見通し)

(資料2：行政経営指標)

(資料3：「岩手県行財政構造改革プログラム」骨子)

平成 15 年度から 18 年度までの財政見通し

平成 15 年度 6 月補正予算の編成過程において、平成 15 年度から 18 年度までの財政見通しを、最新の経済指標等を踏まえて試算した結果、これまで通りの財政運営を続けた場合、この 4 年間で約 1,750 億円の財源不足が見込まれたところです。

このような状況を解決するため、県行財政の全ての分野において、一切の聖域を設けることなく徹底した見直しを行うこととし、第 3 章に掲げた各種の方策により歳入の確保と歳出の削減に努めることとして試算すると、財源不足額(6 月推計)に対する現時点での収支改善の状況は次のとおりに見込まれます。

行財政構造改革プログラム実施前

平成 15～18 年度の財政見通し(平成 15 年度 6 月推計)

(単位: 億円)

区 分		H 15	H 16	H 17	H 18	推 計 の 考 え 方
歳 入	県税・地方交付税等	3,853	3,841	3,812	3,799	
	うち県税等	1,330	1,301	1,271	1,258	H 15 税収見込(2 月算定)をベースに経済成長率×税収弾性値を勘案
	うち地方交付税等	2,523	2,540	2,541	2,541	現行の地財対策を前提にほぼ同額
	国庫支出金	1,433	1,357	1,401	1,406	歳出の経費区分毎に財源構成等により積上げ
	県債	1,417	1,399	1,383	1,387	
	うち財源対策債等	807	766	761	756	臨時財政対策債は現行の地財対策を前提に H 15 並み
	うち財源対策債等以外	610	633	622	631	投資的経費の財源構成等により積上げ
	その他	1,236	1,234	1,200	1,232	過去の増減率や物価上昇率等を勘案
	合 計 A	7,938	7,832	7,796	7,824	
	歳 出	義務的経費	3,829	3,887	3,891	4,044
うち人件費		2,194	2,177	2,150	2,174	H 15 当初予算をベースに定昇率等を勘案(退職手当は別途積算)
うち公債費		1,467	1,538	1,565	1,689	既借入分は償還計画により、今後借入分は発行見込額により積上げ
投資的経費		2,122	1,975	1,984	1,812	非公共の大規模施設整備事業は個別に積上げ
うち公共事業		1,546	1,351	1,331	1,312	H 16: 15%(補助・単独・直轄) H 17～18: 単独のみ 5%
その他		2,357	2,389	2,410	2,411	過去の増減率や物価上昇率等を勘案
合 計 B	8,308	8,251	8,285	8,267		
差し引き(A - B)		370	419	490	444	

財源不足額計 1,723 億円(1,750 億円)

各項目について、表示単位未満を四捨五入しており、その内訳は、合計と一致しない場合があります。

行財政構造改革プログラム実施後

平成 15～18 年度の財政見通し（平成 15 年度 10 月推計）

（単位：億円）

区 分		H 15	H 16	H 17	H 18	6 月推計からの異同
歳 入	県税・地方交付税等	3,890	3,796	3,772	3,726	
	うち県税等	1,367	1,335	1,337	1,334	徴税努力及び H 15 税収見込の 8 月見直しベースへの置換
	うち地方交付税等	2,523	2,461	2,435	2,392	国の方針を踏まえ、経常 2～ 3%、投資 5%
	国庫支出金	1,433	1,327	1,364	1,369	歳出の変動分を反映
	県債	1,667	1,653	1,608	1,358	
	うち財源対策債等	807	740	735	735	臨時財政対策債は H 15 人勤の はねかえり分を勘案
	うち財源対策債等以 外	860	913	873	623	歳出の変動分及び県債償還平 準化のための借換債発行分を 反映
	その他	1,336	1,244	1,264	1,542	県有未利用地売却収入や各種 基金からの繰入れ分を反映
	合 計 A	8,325	8,020	8,008	7,995	
	歳 出	義務的経費	3,829	3,793	3,816	3,961
うち人件費		2,194	2,084	2,078	2,096	H 15 人勤や給与削減等を反映
うち公債費		1,467	1,537	1,561	1,684	今後発行見込額の変動分を反 映
投資的経費		2,122	1,927	1,893	1,781	大規模施設整備事業の実施時 期の見直し
うち公共事業		1,546	1,348	1,328	1,308	H 15.6 月現計予算額の確定に 伴う変動
その他		2,357	2,360	2,352	2,307	補助負担金、物件費など事務事 業の見直しによる歳出削減
合 計 B	8,308	8,080	8,060	8,050		
差し引き（A - B）		17	59	53	55	

財源不足額計 150 億円

各項目について、表示単位未満を四捨五入しており、その内訳は、合計と一致しない場合があります。

区 分	内 容	金 額
財源確保策	徴税努力及び税収の伸び	210億円程度
	県有未利用地売却等	45億円程度
	県有未利用地売却分	30億円程度
	電気事業会計からの支援分	15億円程度
歳出削減策	補助負担金、物件費など事務事業の見直し	145億円程度
	補助負担金分	60億円程度
	物件費分	75億円程度
	その他経費分	10億円程度
	大規模施設整備事業など投資的経費の抑制	35億円程度
	職員給与の削減など人件費総額の抑制	195億円程度
	退職手当分	26億円程度
	人勤及び給与減額措置分	147億円程度
	新陳代謝分	22億円程度
	県債の償還平準化	施設の耐用年数に応じた公債費負担の平準化
基金の活用	主要3基金以外の基金からの繰り入れ	90億円程度
地方交付税等の見直し	平成16年度概算要求等を踏まえた推計見直し	410億円程度
その他	平成15年度当初予算編成時の主要3基金取崩額	350億円
	投資的経費の6月現計予算額確定に伴う異同等	63億円程度
合 計		1,573億円程度

なお一層の努力・見直しを必要とする額	(1,723 + 1,573)	150億円程度
--------------------	-------------------	---------

このように、行財政構造改革に係る各種の取組みを進めてもなお、平成15～18年度における財源不足額は、現時点での試算では解消できていません。

これについては、今後、各年度の予算編成の段階で、景気動向や地方財政計画等を踏まえ、歳入歳出を的確に見積るとともに、より一層の財源の確保と歳出削減に取り組むことにより、その解消を図っていきます。

プライマリーバランスの推移

公債管理の適正化に努め、平成18年度までに「プライマリーバランス」の均衡を目指します。その達成は次のとおり見込まれます。

(単位：億円)

年 度	15年度	16年度	17年度	18年度
プライマリーバランス (B) - (A)	503	406	326	59
県債発行額 (A)	1,667	1,653	1,608	1,358
県債元金償還額 (B)	1,164	1,247	1,282	1,417

行政経営指標

この行政経営指標は、今回の行財政構造改革の具体的な取組項目の進捗状況を示すとともに、県民及び職員の視点から改革の成果を評価・検証するために設定するものです。

1 行政資源に関する指標

この指標は、行財政構造改革の具体的な取組項目の進捗状況を示す指標です。

指 標	現 状 (平成 15 年度)	備 考
職員数	県全体 27,328 人	H15.4.1 現在
ア 知事部局 (大学除く)	知事部局 5,013 人 (大学除く)	
総合政策室	総合政策室 103 人	
地域振興部	地域振興部 442 人	
環境生活部	環境生活部 262 人	
保健福祉部	保健福祉部 825 人	
商工労働観光部	商工労働観光部 288 人	
農林水産部	農林水産部 1,720 人	
県土整備部	県土整備部 879 人	
総務部	総務部 434 人	
出納局	出納局 60 人	
イ 教育委員会	教育委員会 14,607 人	
ウ 医療局	医療局 4,793 人	
エ 企業局	企業局 140 人	
オ 警察官 (警察官以外の職員含む)	警察 2,368 人	
カ 大学	大学 311 人	
キ その他 (議会事務局等)	その他 96 人	
知事部局 本庁・出先機関職員数	知事部局全体 5,013 人 (構成比)	H15.4.1 現在
ア 本庁	本庁 1,443 人 (28.8%)	
イ 地方振興局	振興局 2,430 人 (48.5%)	
ウ 出先機関 (地方振興局除く)	出先機関 961 人 (19.1%) (地方振興局除く)	
エ その他 (派遣等)	その他 (派遣等) 179 人 (3.6%)	
歳入予算 (財源別)	総額 830,820 百万円	H15.6 月現計
ア 自主財源 (県税、繰入金、諸収入等)	自主財源 288,944 百万円 (全体構成比 34.8%) 県税:105,732 百万円 (自主財源構成比 36.6%) 諸収入:97,519 百万円 (自主財源構成比 33.8%)	
イ 依存財源 (地方交付税、国庫支出金、県債)	その他:85,693 百万円 (自主財源構成比 29.6%) 依存財源 541,876 百万円 (全体構成比 65.2%)	

歳出予算（性質別） ア 義務的経費 （人件費、扶助費、公債費） イ 投資的経費 （普通建設、災害復旧、失業対策） ウ その他経費 （物件費、補助費、貸付金等）	総額 830,820百万円 義務的経費 382,946百万円 （全体構成比46.1%） 人件費：219,421百万円（義務的経費構成比57.3%） 扶助費：16,811百万円（義務的経費構成比4.4%） 公債費：146,714百万円（義務的経費構成比38.3%） 投資的経費 212,170百万円 （全体構成比25.5%） その他経費 235,704百万円 （全体構成比28.4%）	H15.6月現計
主要三基金残高 ア 財政調整基金 イ 県債管理基金 ウ 公共施設等整備基金	総額 43,200百万円 ア 7,600百万円（17.6%） イ 20,800百万円（48.1%） ウ 14,800百万円（34.3%）	H15年度末見込み
県債依存度	17.1%（前年度15.4%）	H15.6月現計
プライマリーバランスの均衡		H15.6月現計
ア 県債発行額	約 1,417億円（+253億円）	
イ 元金償還額	約 1,164億円	
県債残高	1兆3,682億円	H15年度末見込み
公債費比率	23.5%（前年度21.0%）	H14年度決算見込み
経常収支比率	93.1%（前年度90.4%）	H14年度決算見込み
部門別公共事業のシェアの状況	（構成比）	
ア）治山・治水・海岸	20.1%	
イ）道路・街路	36.4%	
ウ）住宅・下水・簡水	1.5%	
エ）港湾	2.6%	
オ）水産基盤	5.0%	
カ）空港	3.9%	
キ）農業農村整備	23.7%	
ク）林道	4.3%	
ケ）造林	1.3%	
コ）新幹線	0.8%	
サ）自然公園	0.3%	
シ）情報通信	0.1%	
県有未利用地の状況	件数 51件 面積 約580,800㎡	H15.3.31現在
新規アウトソーシング	今後記載	
新規官民協働化事業	今後記載	
審議会数	139	

県出資等法人数	58法人	
---------	------	--

2 行政プロセスに関する指標

この指標は、県民意識調査や職員アンケート調査等を通じ、行財政構造改革の目指す姿の実現の状況を測る指標です。具体的項目・指標については今後定めます。

項目(例)	想定指標	把握手段等
リーダーシップと社会的責任の結果	業務方針浸透度	職員アンケート調査
	コミュニケーション度	職員アンケート調査
個人と組織の能力向上の結果	職員満足度	職員アンケート調査
プロセスの結果	県民満足度	県民意識調査、県政懇談会
	職員満足度	職員アンケート調査
顧客満足の結果	県民満足度	県民意識調査

「自立した地域社会形成に向けた行財政構造改革プログラム」

(仮称) 骨子

岩 手 県

平成 1 5 年 6 月

目 次

【要約】	1
行財政構造改革の必要性	4
1 行財政構造改革が求められる背景	4
2 本県行財政の現状と課題	6
行財政構造改革の目指す姿	13
行財政構造改革の方策	15
1 取組視点	15
2 具体的な取り組み	16
3 地方税財政制度の改革	19
行財政構造改革を進めるに当たって	20

【要 約】

行財政構造改革の必要性

1 行財政構造改革が求められる背景

行政を取り巻く環境の変化

右肩上がりの経済成長が終わりを告げる中、長引く景気の低迷や少子高齢化の急激な進行により、地域社会では先行きの見えない雇用への不安や社会保障制度への不信が高まるなど閉塞感が広がっています。

また、国民の価値観は大きく変化、多様化してきており、公共サービスの分野でも行政主導の画一的なサービスを受動的に求めるのではなく、多様なサービスを選択できる社会が求められています。

中央集権から生活者主権・地域主権へ

こうした閉塞状況から脱却し、国民の価値観の変化、多様化に応えながら活力に満ちた真に豊かな社会を実現していくためには、中央省庁主導の「国が方針・物事を決め、地方はそれを実行する」というシステム(=中央集権)から「より生活者に近いところで生活者の立場に立ってものごとを決めて行く」生活者主権・地域主権のシステム(=地方分権)へと転換することが求められています。

生活者や地域の視点に立ったこれまでの取組み

地方分権推進法等が制定され、地方分権の流れが大きな潮流となっている中、県においては、これまで、生活者や地域の視点に立った施策を推進し、県立大学の開学や高速交通網の整備など本県の地域づくりに重要な社会資本の充実に努めてきたほか、少子高齢化社会に対応した保健医療・福祉体制の充実、循環型地域社会形成に向けた取組みなど環境施策の充実を進めてきました。

国の経済対策に呼応した公共事業の実施による財政構造の悪化

しかしながら、平成4年度以降続いた国の経済対策に関し、特に、公共事業による景気対策に応じ、社会資本整備を集中的に実施した結果、県民の利便性や生活環境の改善は図られましたが多額の公債残高を抱え、大変厳しい財政状況に陥りました。

このままの財政運営を続けた場合には、平成15年度から18年度までの4ヶ年間で約1,750億円の財源不足が発生し、平成17年度には財政再建団体に転落してしまいます。

このような結果をもたらした公共事業中心の景気対策を地方に誘導したという国の責任は大きいものがありますが、地方においても身の丈を越えた

規模で社会資本の整備を続けたという点については率直に反省しなければなりません。

住民本位の新しい行政運営

「自治の主役は住民である」という前提の下に、県も地域社会の一員として、市町村やNPO、企業、住民一人ひとりと連携して、地域づくりを行っていくなどの新しい行政運営のシステムの確立に向けた自己変革が求められています。このため、これまでの仕事のやり方や仕組み、意思決定のプロセス、それらを支える制度等の全般にわたる改革が必要です。

2 本県行財政の現状と課題

公共事業による社会資本整備の集中的な実施等による多額の公債残高を抱えながら、新たな県債の借入と基金繰入金に頼るといふ、大変厳しい財政運営を強いられています。また、職員の年齢構成において、今後40代、50代の職員の割合が高まることにより、退職手当等の人件費の増嵩が見込まれています。

地域産業の活性化や雇用機会の創出、環境、医療・福祉、教育などの分野の施策に対する期待が、公共事業の分野にも増して高まってきており、県民のニーズを満たす施策の充実が求められています。

また、官と民、国・県・市町村との役割分担の見直し、官民協働化を進めていくことや、県の仕事の仕組みや進め方を住民本位に変えていくことなどが課題となっています。

行財政構造改革の目指す姿

この行財政構造改革の目指すものは、単なる歳出削減や収支の均衡を図るだけのものではありません。これまでの常識にとらわれない新しい視点に立って、県民の価値観の変化や多様化に応えながら、自立した地域社会を実現していくための行政運営システムを構築することです。

この改革を通じ、以下の「姿」を目指します。

「多様で厚み」のある産業構造が構築され、県民に安定した雇用の場が確保されます。また、環境、福祉、教育などの分野への施策の重点化が図られ、すべての県民が「心の豊かさやゆとり」を実感し、安心して暮らせる地域社会づくりが進んでいます。

官と民、国・県・市町村の適切な役割分担や官民協働化が進み、**県民が多様なサービス主体から質の高い公共サービスの提供を受けることができるようになります。**

組織のスリム化、効率化が実現され、安定した行財政基盤のもとで、県や市町村、NPO、企業、住民一人ひとりが連携し合いながら、県民にとって、これまで以上に質の高い行政サービスの提供ができる行政経営体になっています。

行財政構造改革の方策

1 取組視点

この改革の実施に当たっては、住民本位・成果志向に立った業務の抜本的革新を進める、現場主義を一層進める、官と民、国・県・市町村、NPO・企業等との役割分担を適切に進めるの3つの視点をもって取組みます。

2 具体的な取組み

この改革を進めるための具体的な取組みを行い、今後平成18年度までの間に見込まれる約1,750億円の財源不足を解消するとともに、新たな政策推進枠200億円を生み出します。(具体的な取組みはP16参照)

3 地方税財政制度の改革

地方分権を進めるためには、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の見直しの「三位一体改革」は不可欠です。この「三位一体改革」が国の財源不足の地方への転嫁につながるものとならないよう、国に対して強く要望するとともに、県民にもその必要性を訴え、世論の形成に努めます。

行財政構造改革を進めるに当たって

この行財政構造改革を進めるに当たっては、この改革に伴って発生することが予想される県内経済や雇用への影響などにも十分に配慮して進めます。

この行財政改革が単なる歳出削減に終わることのないよう、この改革を通じ、職員の意識、仕事のやり方などの革新が図られるよう行政経営品質の向上の取組みを一層推進します。このプログラムの策定、実施に当たっては県民の皆さんへの説明を十分に行うとともに、改革期間中には改革の進み具合や結果を公表し、県民の皆さんや外部有識者の方々等からの評価・ご意見などをいただき改革を推進します。

行財政構造改革の必要性

1 行財政構造改革が求められる背景

右肩上がりの経済成長が終わりを告げる中、長引く景気の低迷によって地域経済が衰退しているとともに、少子高齢化の急激な進行により、今、地域社会では、先行きの見えない雇用への不安や年金、保険等の社会保障制度に対する不信が高まるなど閉塞感が広がっています。

一方、国民の価値観は、我が国経済社会の成熟化とともに大きく変化、多様化してきており、公共サービスの分野でも従来のような行政主導の画一的なサービスを受動的に求めるのではなく、自らの価値観に基づき自律的、主体的に多様なサービスを選択できる社会が求められています。

我が国がこうした閉塞状況から脱却し、国民の価値観の変化、多様化に応えながら活力に満ちた真に豊かな社会を実現していくためには、これまでの中央省庁主導の「国が方針・物事を決め、地方はそれを実行する」というシステム（＝中央集権）から「より生活者に近いところで生活者の立場に立ってものごとを決めて行く」生活者主権・地域主権のシステム（＝地方分権）へと転換することが求められています。

(1) 地方分権の推進に向けた行財政基盤の構築

地方分権の推進のためには、いわゆる「補完性の原理」に基づき、基礎的自治体である市町村がその自主性、自立性を発揮できるよう、市町村中心の行政システムに転換していく必要があります。

このため、住民に身近な事務や権限は可能な限り基礎的自治体である市町村に移譲していくとともに、県は市町村を包括する広域的団体として、市町村に対する財政、情報、人材などの支援や市町村間の調整、さらには高度医療サービスの提供、産業廃棄物処理などのように市町村単位では困難な事務など、県の責任において取り組むべき事務等を担っていく必要があります。

また、今後は、政策形成や公共サービスの提供に当たって、市町村はもちろん、NPOなど多様な主体の参画と協働により、県民にとって選択の多様性があり、かつ、質の高いサービスの提供を行う必要があります。

地方分権をより一層推進し、真に自立した地域社会の形成を図るためには、このような県に期待される役割を担うことのできる行財政構造を早急に構築する必要があります。そのための抜本的な改革が求められています。

(2) 新しい地域経営を担うことができる財政構造への転換

地方分権推進法等が制定され、地方分権の流れが大きな潮流となっている中、県においては、これまで、生活者や地域の視点に立った施策を推進し、特に、県立大学の開学や高速交通網の整備など本県の個性や特性を生かした地域づくりに重要な社会資本の充実に努めてきたほか、少子高齢化社会に対応した保健医療・福祉体制の充実、環境会計の導入や産業廃棄物の減量、リサイクルを促進する循環型地域社会形成に向けた取組みなど環境施策の充実を進め、「県民の暮らしの満足度」と「地域の元気」を高めることに努めてきました。

しかしながら、この間、平成4年度以降続いた国の経済対策に関し、特に公共事業による景気対策に応じ、本県でも社会資本整備を集中的に実施した結果、多額の公債残高を抱え、県内経済の低迷や雇用情勢の悪化による税収等の大きな落ち込みともあいまって新しい県債の発行や基金の繰入れに頼らざるを得ないという厳しい財政状況に陥りました。

このような結果をもたらした公共事業中心の景気対策に地方を誘導したという国の責任は大きいものがありますが、地方においても身の丈を越えた規模で社会資本の整備を続けたという点については率直に反省しなければなりません。

このままの財政運営を続けた場合には、平成15年度から平成18年度までの4年間で、約1,750億円の財源が不足し、平成17年度には、財政再建団体へと転落してしまいます。

このため、本県が一刻も早く、これまでの右肩上がりの成長を前提とした行政経営から脱却し、低成長下においても自主性・自立性を保ちながら、住民本位の政策を着実に推進していけるような、フレキシブルな財政構造に転換していくことが求められています。

(3) 住民本位の新しい行政運営システムの確立

県はこれまで、生活者主権、地域主権のシステムの確立に向けて、行政品質向上運動をはじめとする取組みを進めてきましたが、必ずしも労力の投入に見合う成果を挙げているとはいえない現状にあります。しかし、県民の価値感の変化、多様化に応えながら、自立した地域社会を実現していくためには、「自治の主役は住民である」という前提の下に、県も地域社会の一員として、市町村や、NPO、企業、住民一人ひとりと連携して、地域づくりを行っていくなどの新しい行政運営のシステムの確立に向けた自己変革に引き続き取り組んでいくことが求められています。

このため、組織のスリム化や効率化に努めるとともに、これまでの仕事のやり方や仕組み、意思決定のプロセス、それらを支える制度等の全般にわたる改革を推進し、住民本位の新しい行政運営システムを確立することが必要です。

2 本県行財政の現状と課題

本県の行財政は、まず財政運営の面では、平成4年度から国の経済対策に呼応して行ってきた公共事業による社会資本整備の集中的な実施等による多額の公債残高を抱えながら、新たな県債の借入と基金繰入金に頼るといふ、大変厳しい財政運営を強いられています。また、職員の年齢構成をみると、今後40代、50代の職員の割合が高まることにより、退職手当等の人件費の増嵩が見込まれるなどの課題を抱えています。

県の施策に関する面では、地域産業の活性化や雇用機会の創出、環境、医療・福祉、教育などの分野の施策に対する期待が、高速交通網の整備などの公共事業の分野の施策よりも高まってきていることが県民意識調査からみてとれ、今後、県民のニーズに応じていく施策の充実が求められています。

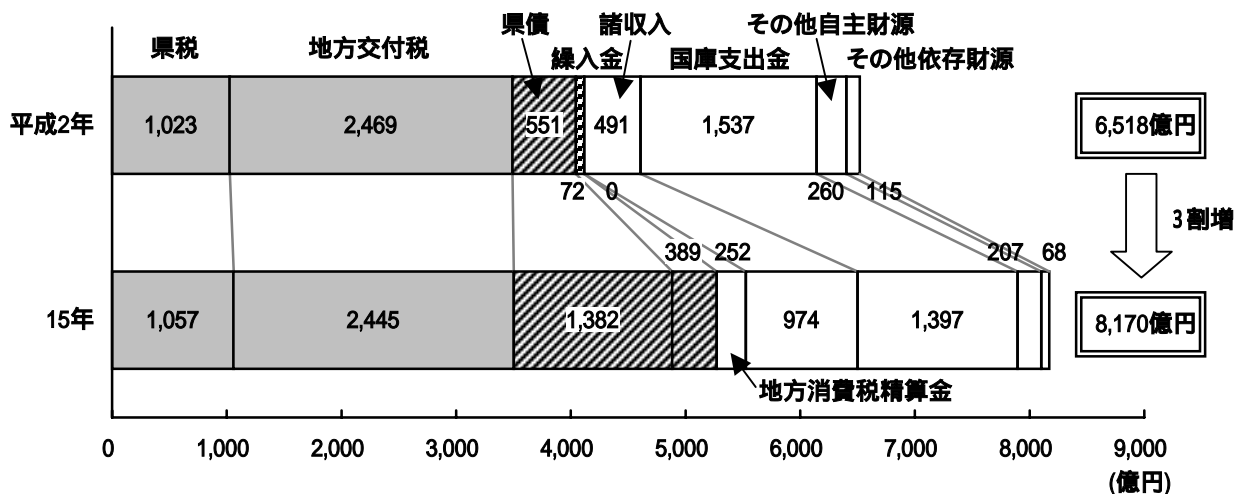
また、県が現在行っている事務事業についての官と民、国・県・市町村との役割分担の見直し、官民協働化を進めていくことや、県の仕事の仕組みや進め方を住民本位に変えていくことなどが課題となっています。

(1) 本県の厳しい財政状況

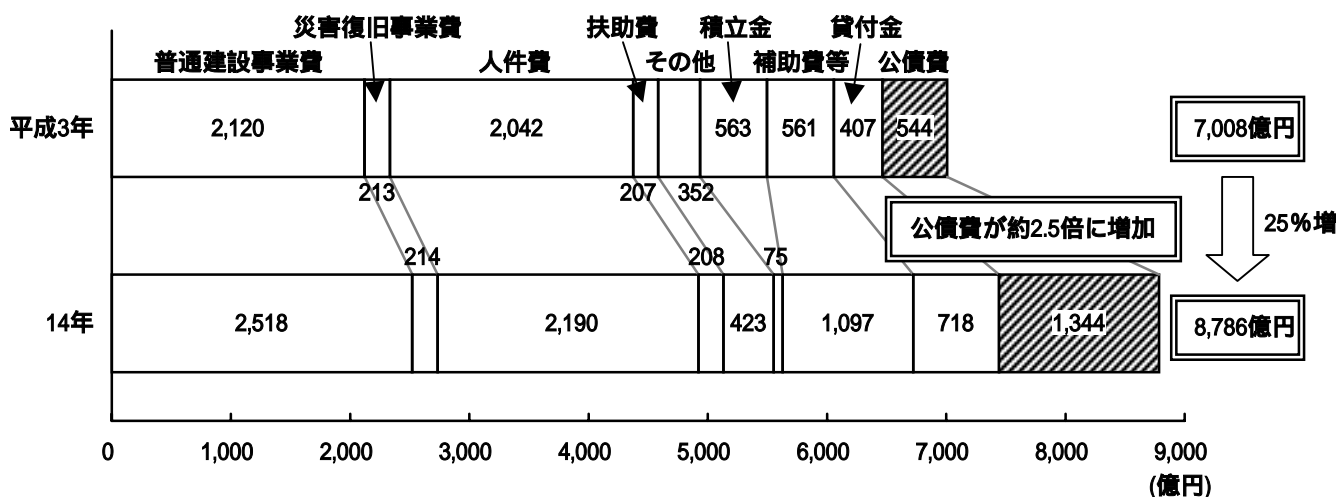
平成15年度当初予算は、県税収入、地方交付税ともに13年前の平成2年度決算額と近似した額となっています。

一方、平成2年度の歳出決算額と平成15年度予算額を比較すると、平成15年度予算額の規模は、3割程度上回っており、財政規模が大きくなっています。

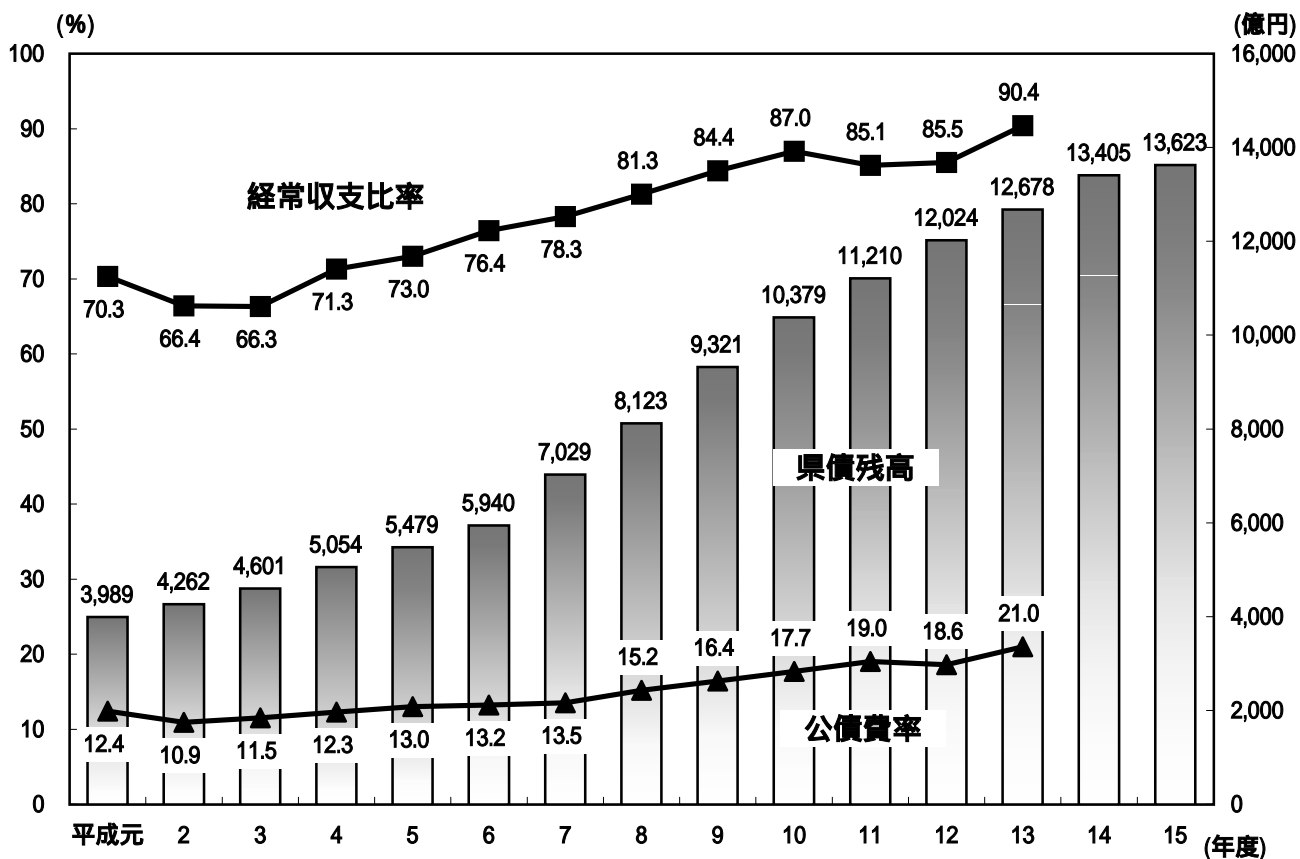
また、歳入は、多額の県債の借入と基金繰入金に頼っている状況となっています。



国の景気対策が始まる前年の平成3年度と、平成14年度の歳出の最終予算額を比較すると、予算規模が25%程度しか増えていないにもかかわらず、公債費の額は約2.5倍になっています。



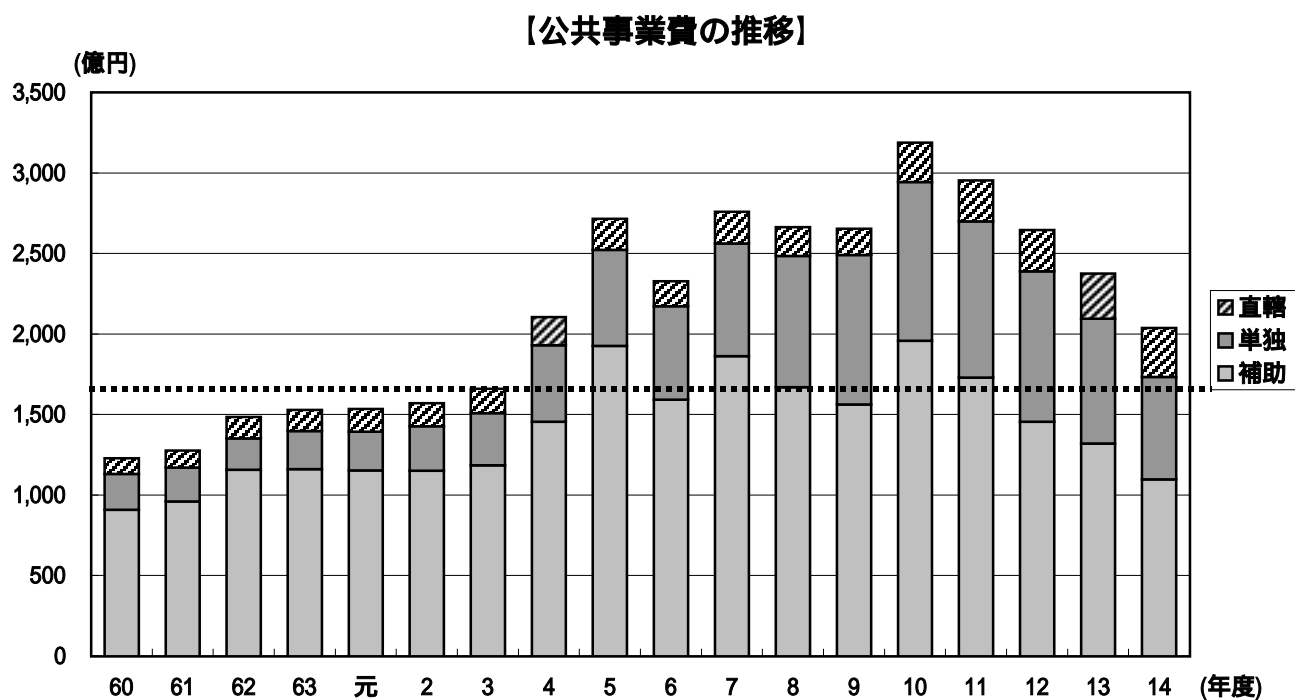
平成13年度の経常収支比率が90.4%、公債費比率が21.0%と、平成3年度（経常収支比率66.3%、公債費比率11.5%）に比べてそれぞれ数字が上昇しており、財政の硬直化と財政構造の悪化が進んでいます。



(2) 公共事業費の推移

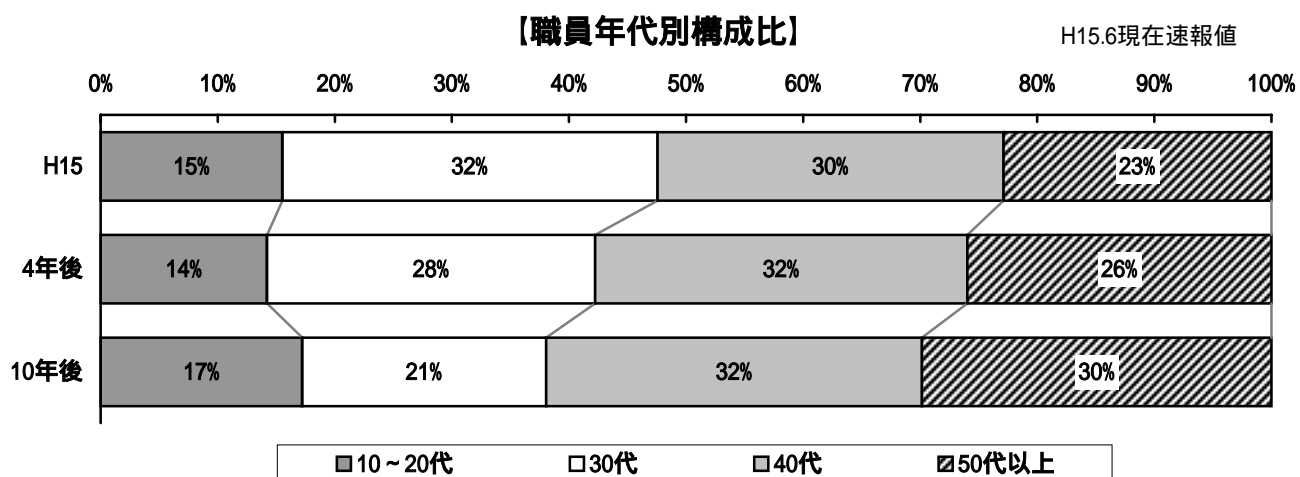
平成4年度からの国の景気対策に呼応し、公共事業は、中期的に整備を予定していたものについて、その実施時期を早めて集中的に実施してきました。

これにより、例えば、県道の改良率は、平成4年度の74.3%が、10年後の平成13年度に80.4%に、また、下水道普及率は、平成3年度末の18.5%が、平成13年度末に38.1%に伸びるなど、整備が進みました。



(3) 職員の年齢構成

職員の年齢構成は次のグラフのとおりであり、今後も職員数に変動がないとすると、40代、50代の職員の割合が増大していくこととなるため、退職手当等の人件費の増高が見込まれる状況にあります。

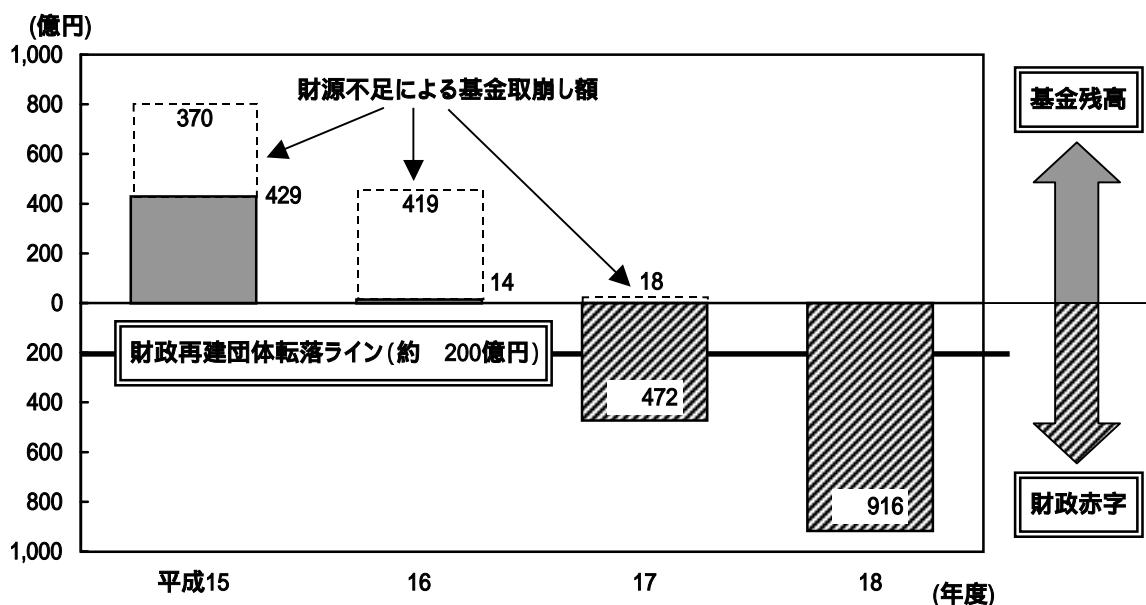


(4) 平成15年度から平成18年度までの財政見通し

このままでは、平成17年度には財政赤字が200億円を超え、財政再建団体に転落してしまいます。

(単位：億円)

	H 15	H 16	H 17	H 18	計
歳入歳出 ギャップ	370	419	490	444	1,723
基金残高	429	14	472	916	
	(積立)	(4)	(4)	(4)	



標準財政規模の5%を超える赤字額となった場合は財政再建団体となります。

本県の平成13年度決算ベースで試算すると、その赤字額は200億円程度となります。

平成16年度末には基金残高が14億円、平成17年度には計算上 472億円となり、この額が実質的な赤字額となる見込みです。

(401,340百万円 × 0.05 = 20,067百万円 年度赤字額 47,200百万円)
【標準財政規模】

(5) 県の施策に関する県民意識

近年の景気動向を反映し、県民は、「新しい産業の創出」、「自分の能力を生かして安心して働ける環境づくり」など経済や雇用に関する分野について、その状態を悪い、悪くなったと感じてきています。また、「大気や水をきれいに保つこと」「質のよい医療を受診できること」「犯罪への不安が少ないこと」「子どもが人間性豊かに育つこと」といったように、環境、医療・福祉、安全、教育などの生活に密着した分野を重要なものとして実感していることがうかがわれます。

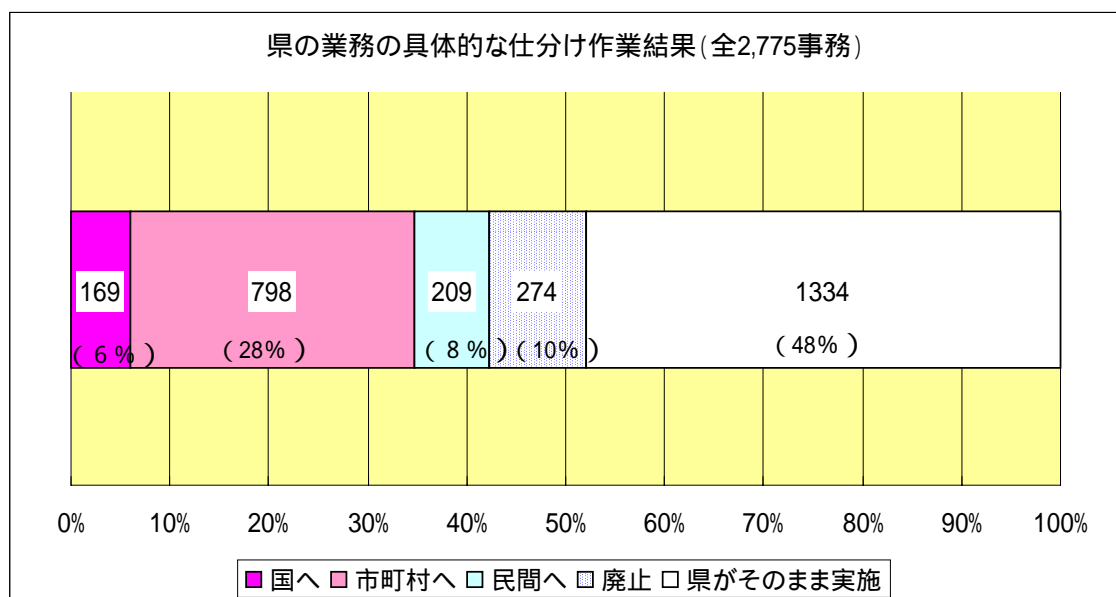
また、「道路や鉄道、空港の整備」という社会資本の整備については、その状態を良い、良くなったと感じて推移しており、他の施策と比較し、相対的に高い満足が得られています。

県民の満足をより一層高めるためには、このような県民意識に対応した施策を構築し、効率よく展開していくことが求められます。（「県の施策に関する県民意識調査」（平成12年度以降））

(6) 公共サービスの実施に係る役割分担

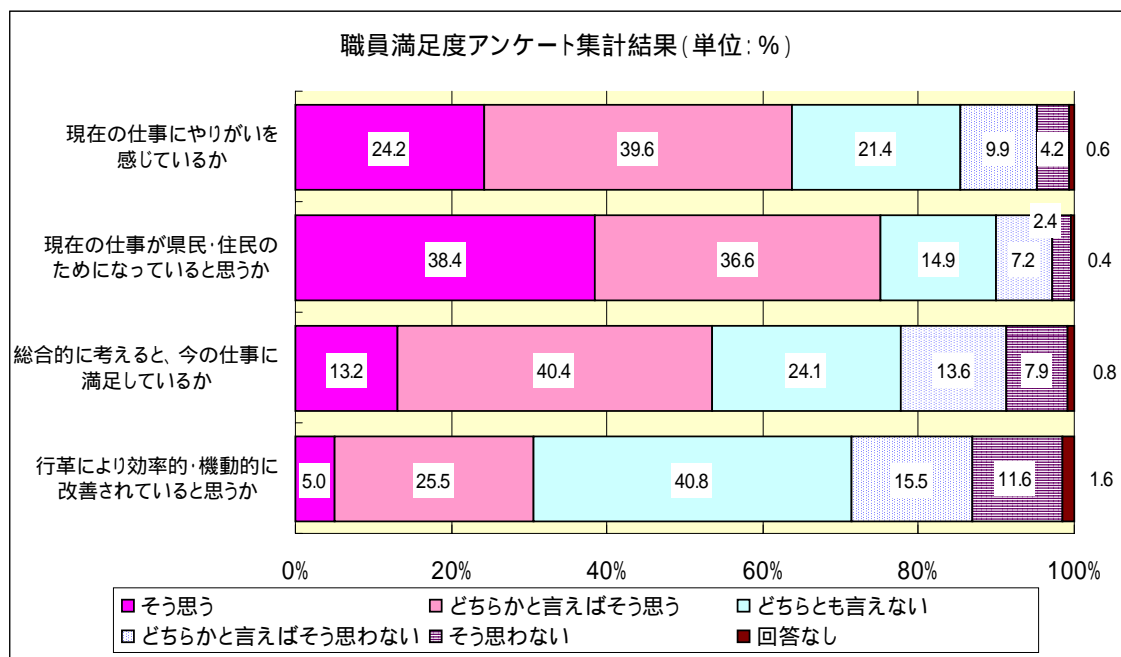
本県の歳出予算に計上されている事業の実施について、国・県・市町村・民間のいずれが担当すると最もニーズに合い、効率的なのか、民間シンクタンクが東北三県の職員、県内市町村の職員等と協力して、実務担当者のいわば現場感覚で仕分けしてみるという作業を実施しました。その結果では、国が行うもの6%、市町村が行うもの28%、民間が行うもの8%、廃止するもの10%となり、県に残る事務は48%となっています。

県の本質的役割は何かをさらに議論し、役割分担を見直していく必要があります。（「国と地方の業務の具体的な仕分け作業」（国と地方の税制を考える会）（平成14年4月））



(7) 県職員の意識

今の仕事にやりがいを感じている職員は全体で 63.8% となっています。職員がやりがいを最も感じるのは「社会への貢献、役に立っているという意識」ですが、職位や年齢が低下するにつれて職員のやりがいが低下しており、若手職員のやりがいを高めることが重要です。また、自分の職場について、行政システム改革によって、仕事の仕組みや進め方が「生活者」や「地域」の視点に立って、効率的・機動的に改善されてきていると評価する職員は 30.5% に過ぎません。県民の満足度をより高めていくために、職員がやりがいを感じながら働くことのできる仕事を目指していくことが重要です。(「職員満足度アンケート調査」(平成 13 年度))



行財政構造改革の目指す姿

この改革の目指すものは、従来のように単なる歳出の一律削減や収支の均衡を図ろうとするだけのものではなく、これまでの常識にとらわれない全く新しい視点に立って、県民の価値観の変化や多様化に応えながら、自立した地域社会を実現していくための行政運営システムを構築することです。

その実現に向けて、平成 15 年度から 18 年度までの 4 年間、本県の厳しい財政状況を克服するために、県の体制をスリムなものとし、安定した行財政基盤のもとで、県民にとってこれまで以上に質の高い行政サービスを効率的に提供できる自治体となることを目指していきます。

- (1) 「多様で厚み」のある産業構造が構築され、県民に安定した雇用の場が確保されます。

また、環境、福祉、教育などの分野への施策の重点化が図られ、すべての県民が「心の豊かさやゆとり」を実感し、安心して暮らせる地域社会づくりが進んでいます。

地域経済の活性化や雇用の確保に当たって、近年、公共事業の経済に与える効果が低下していることなどから、公共事業に過度に依存しない「多様で厚み」のある産業構造が構築されています。

本県の豊かな自然環境や優れた農林水産資源などの地域資源、世界に通用する地域技術を活かした新しい産業やサービス関連産業が活発に展開され、雇用が確保されています。

新しい時代を担う子どもたち一人ひとりが恵み豊かな岩手の大地で健やかに育つ地域社会となっています。

少子化・高齢化が進行する中においても、すべての県民が快適に安心して暮らしている地域社会となっています。

- (2) 官と民、国・県・市町村の適切な役割分担や官民協働化が進み、県民が多様なサービス主体から質の高い公共サービスの提供を受けることができるようになります。

県民が必要とする行政サービスの大部分が、県民に最も身近な基礎的自治体である市町村を中心に、ワンストップサービスとして提供されています。

県と市町村との役割分担の見直しを進め、県は市町村を包括する広域的団体として、市町村間の調整や高度医療サービスの提供、産業廃棄物処理、雇用対策など、県が担うべき仕事を提供しています。

地域の公共サービスの担い手として、県や市町村ばかりでなく、NPO、企業など多様な主体の参画と協働が進み、県民にとって選択の幅が広く、質の高いサービスが受けられるようになっていきます。

- (3) 組織のスリム化、効率化が実現され、安定した行財政基盤のもとで、県や市町村、NPO、企業、住民一人ひとりが連携し合いながら、県民にとって、これまで以上に質の高い行政サービスの提供ができる行政経営体になっています。

組織・職員体制のスリム化と業務の効率化が図られた行政経営体となっています。

新規の県債発行額を県債元金償還額以下に抑えるプライマリ バランス均衡が実現し、人口減少、低経済成長のもとであっても、健全で持続可能な財政構造が構築された行政経営体となっています。

県も地域の一員として、市町村やNPO、企業、住民一人ひとりと連携し合いながら、県民にとって、これまで以上に質の高い行政サービスを提供できる行政経営体となっています。

行財政構造改革の方策

1 取組視点

この改革の実施に当たっては、次のような視点に立って、取り組むこととしています。

(1) 住民本位・成果志向に立った業務の抜本的革新

今の仕事は県民の役に立っているか。

県民により満足していただくためには、仕事の進め方はこのままで良いか。

など

(2) 現場（地方振興局）主義の一層の推進

地域の期待に応える地方振興局となっているか。

現場対応力を高めるため、さらに委譲が必要な仕事はないか。 など

(3) 官と民、国・県・市町村、NPO・企業等との役割分担

今の仕事は、官が担うべきものか。むしろ民が担うことが望ましい仕事ではないか。

県民により満足していただくためには、国・県・市町村・NPO・企業等のどこが担うことが望ましい仕事なのか。

県が担うべきであっても、民との協働化を進めることが望ましい仕事ではないか。 など

2 具体的な取組み

行財政構造の抜本的な改革を進め、今後、平成 18 年度までの間に見込まれる約 1,750 億円の財源不足を解消し、新たな政策推進枠 200 億円を生み出すとともに、自立した地域社会の形成に向けた政策を積極的に推進することができるよう、以下の具体的な取組みを行います。

(1) 県民ニーズの高い分野の施策推進

産業の活性化や雇用対策、環境、福祉、教育などの県民から施策の充実が求められている分野に重点的に取り組みます。

コミュニティビジネスや産学官連携による次世代産業の創出、自動車産業などの本県のリーディング産業と県内中小企業等との取引拡大をねらいとしたネットワークの構築のための施策の推進など、産業の活性化を積極的に推進し、「多様で厚み」のある本県の産業構造の構築を進めます。

若者や障害者の就職支援、サービス関連産業での雇用の創出、不況産業からの円滑な労働力移動など総合的な雇用対策を推進します。

二酸化炭素排出量の削減対策、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進など、環境分野の施策を推進します。

児童生徒の学力向上、教員の指導力の向上を図るための施策の推進など、新しい時代を担う子どもたちが健やかに知性・人間性豊かに育つための施策を推進します。

すべての人が安心して暮らせるようバリアのないユニバーサルデザイン化を推進するとともに、質の高い県民医療体制の基盤整備、高齢者の福祉施設等の整備などの施策を推進します。

(2) 事務事業の見直し・効率化と組織・職員体制のスリム化

すべての事務事業をゼロベースで見直すとともに、効率化を図ります。
(事務事業の廃止、市町村への権限移譲、官民協働化の推進、業務革新など)

これまでの仕事のやり方や仕組み、意思決定のプロセス、それらを支える制度等
の見直しを行います。

審議会は、その必要性を再点検し、廃止等の整理合理化を進めます。

総人件費を抑制し、職員定数・組織の見直しや柔軟で効率的な業務執行を目指した組織・職員体制への再構築を行うほか、職員の能力や責任に応じた適正な人事管理を推進します。

より現場に近い職員への権限委譲などを進め、職員が意欲を持って取り組める職場づくりを進めます。

(3) 補助負担制度の見直し

県単継ぎ足し補助（国の補助に加え県がさらに補助するもの）及び各種負担金は、必要性の度合いや他の制度による補完の状況、所得など能力に応じた負担の原則を踏まえ、廃止の方向で見直します。

県単独補助金は、補助の相手方の自立性を高める観点から見直しを行います。

(4) 公共事業などの投資的経費の削減

【公共事業費の30%削減】

公共事業の投資規模を国の経済対策が推し進められた平成3年度以前の水準に引き下げるため、平成14年度当初予算を基準として平成16年度までに段階的に30%削減します。

公共事業や公共事業以外の「大規模事業」についても、その必要性や実施時期などの見直しを行います。

(5) 県出資等法人の整理合理化

第三者委員会を設置し、県が出資等を行っている法人について、事業の公益性の有無、経営状況や運営体制の効率性を検証し、施策推進上の使命を終えたものや事業を民間に移管した方が合理的なものについては、法人の解散や出資引き揚げ又は業務の移管など、県出資等法人の整理合理化を推進します。

県からの職員派遣、退職職員の県出資等法人への再就職の必要性を検証し、県から法人への人的支援、補助金や貸付金などの財政的支援、県からの事業委託のあり方についても見直しを行い、法人の自立を促進します。

(6) 公債管理の適正化

投資的経費の削減による県債発行の抑制や借換債の活用による償還の平準化を進めます。

平成18年度を目標に県債発行額が元金償還額を下回るプライマリーバランス均衡の実現を目指します。

(7) 歳入確保等に向けた取組み

産業の活性化等による安定的な県税収入の確保、使用料・手数料の見直し、県有財産の有効活用など、自主財源の確保対策に取り組めます。

また、北東北三県による県債の共同発行や県民公募債の導入により資金調達手法の多様化を図ります。

自主財源の確保

ア 産業の活性化等による安定的な財源の確保

産業の活性化や雇用の創出に資する施策を積極的に講じ、中長期的な税源の確保に努めます。

イ 新たな税等の導入

本県の豊かな森林を県民とともに守り育てる施策などこれからの地域社会形成に必要な施策を推進するため、必要とされる新たな税制度や県民が直接参画できるような基金制度を、県民の理解を得ながら導入します。

ウ 県税収入の確保

課税の公平性を見地から税の特例制度を見直すとともに、さまざまな方策による滞納整理の推進や課税対象の一層の捕そくなどにより、税収の確保を図ります。

エ 県有未利用資産の売却処分

県において将来とも利用する見込みのない土地や建物等については、一般の方が参加しやすいように工夫しながら、一般競争入札等により、積極的に処分を進めます。

オ 受益者負担の適正化の徹底

受益者負担の適正化の観点から、原価計算や実勢価格等も踏まえて、使用料・手数料の見直しを行うとともに、県有施設における使用料の減免措置の見直しを行います。

資金調達手法の多様化

県債発行の見直し

北東北三県による県債の共同発行や施設の耐用年数に見合った償還期間の見直しなどを行います。

(8) 県行政推進のための指針のあり方の再構築

従来、県行政を進めるための指針として策定してきた長期計画の必要性や策定のあり方について根本から見直します。

3 地方税財政制度の改革

地方分権を進めるためには「国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の見直し」の三位一体の改革が不可欠ですが、現在の三位一体の改革は、義務教育国庫負担金の一般財源化などの問題を見ても、地方の自立につながるものとは到底言えず、我々が期待したものとはほど遠いものとなっています。

この地方税財政制度の改革が、国の財政再建の視点に偏った国の財源不足の地方への転嫁につながるような改革にならないよう積極的に関わっていく必要があります。

このため、地方への税源移譲を進め、地方税や地方交付税等の一般財源の充実強化を図っていくことが不可欠であることから、他の都道府県とも連携しながら国に対して引き続きあらゆる機会を通じて、強く提言・要望を行うとともに、県民にその必要性を強く訴え、世論の形成に努めます。

また、県では国に対して提言・要望を行うだけでなく、この行財政構造改革を着実に推進することにより、自主・自立を基調とした持続可能な財政運営の確立を図っていきます。

行財政構造改革を進めるに当たって

1 行財政構造改革の実施に伴う社会・経済的な影響への配慮

公共事業の投資規模を国の経済対策が押し進められた平成4年度前（平成3年度決算ベース）の水準に引き下げるため平成14年度の当初予算を基準として30%を段階的に削減するなどの行財政構造改革の実施に伴い、短期的には投資的経費等の削減等による県内経済・雇用情勢への影響が懸念されます。

このため、中小企業の経営や雇用の安定に向けたセーフティネットの構築を一層推進するとともに、産業の活性化による新たな雇用機会の創出に資する施策を積極的に講じるなど、この改革に伴う社会・経済的影響にも十分に配慮して参ります。

2 行政経営品質向上（＝業務革新）に向けた取組み

行財政構造改革が単なる歳出削減に終わるのではなく、職員一人ひとりがこの改革に自らの課題として主体的に関わり、顧客満足度と職員満足度の向上、成果重視の視点から、これまでの仕事のやり方そのものの革新を実現するため、組織が一丸となって取り組んでいきます。

3 行財政構造改革プログラムの実施に関する説明責任

県民に「納得」いただける改革を推進するため、県民、市町村、業界団体等への十分な説明を行います。

4 県民への公表と外部評価の実施

行財政構造改革の期間中は、県のホームページや広報誌を通じて、毎年度、行財政経営指標として改革の進捗状況やその結果を取りまとめ県民に公表し、評価・意見をいただきます。

また、NPO、学識経験者、企業経営者などの外部の方々からの評価・意見もいただきながら改革を推進します。

「自立した地域社会形成に向けた 行財政構造改革プログラム」(仮称) 骨子の構成

県民満足

県民の願い ~ 県民意識調査結果から ~
地域経済を活性化するために産業を振興してほしい
自分の能力を生かし働ける環境を実現してほしい
大気や水をきれいに保ってほしい
保健・医療・福祉を担う人材を確保してほしい
子どもが心身ともたくましく人間性豊かに育ってほしい

目指す姿 - 自立した地域社会の形成 -

- (1) 「多様で厚み」のある産業構造が構築され、県民に安定した雇用の場が確保されます。また、環境、福祉、教育などの分野への施策の重点化が図られ、すべての県民が「心の豊かさやゆとり」を実感し、安心して暮らせる地域社会づくりが進んでいます。
- (2) 官と民、国・県・市町村の適切な役割分担や官民協働化が進み、県民が多様なサービス主体から質の高い公共サービスの提供を受けることができるようになります。
- (3) 組織のスリム化、効率化が実現され、安定した行財政基盤のもとで、県や市町村、NPO、企業、住民一人ひとりが連携し合いながら、県民にとっても以上質な高い行政サービスの提供ができる行政経営体に変わっています。

取組視点

- (1) 住民本位・成果志向に立った業務の抜本的革新
- (2) 現場（地方振興局）主義の一層の推進
- (3) 官と民、国・県・市町村、NPO・企業等との役割分担

留意事項

- 1 行財政構造改革の実施に伴う社会・経済的な影響への配慮
- 2 行政経営品質向上（＝業務革新）に向けた取組み
- 3 行財政構造改革プログラムの実施に関する説明責任
- 4 県民への公表と外部評価の実施

具体的な取組み - 目指す姿の実現 -

- (1) 県民ニーズの高い分野の施策推進
産業の活性化や雇用対策、環境、福祉、教育などの県民から施策の充実が求められている分野に重点的に取り組めます。

約1,750億円の財源不足の解消 新たな政策推進枠200億円の創出

具体的な取組み - 行財政構造の改革 -

- (2) 事務事業の見直し・効率化と組織・職員体制のスリム化
- (3) 補助負担制度の見直し
- (4) 公共事業などの投資的経費の削減【公共事業費の30%削減】
- (5) 県出資等法人の整理合理化
- (6) 公債管理の適正化【平成18年度を目標にプライマリーバランス均衡を実現】
- (7) 歳入確保等に向けた取組み
- (8) 県行政推進のための指針のあり方の再構築

本県の行財政の現状

財政運営の面では、公共事業による社会資本整備の集中的な実施等による多額の公債残高を抱えながら、新たな県債の借入と基金繰入金に頼るといふ、大変厳しい財政運営を強いられている。また、職員の年齢構成において、今後40代、50代の職員の割合が高まることにより、退職手当等の人件費の増高が見込まれる。【平成17年度に財政再建団体に転落の危機】
県の施策に関する面では、地域産業の活性化や雇用機会の創出、環境、医療・福祉、教育などの分野の施策に対する期待が、公共事業の分野の施策よりも高まってきており、今後、県民のニーズに応えていく施策の充実が求められている。
また、官と民、国・県・市町村との役割分担の見直し、官民協働化を進めていくことや、県の仕事の仕組みや進め方を住民本位に変えていくことなどが課題となっている。

背景 - 今、求められていること -

右肩がりの経済成長が終わりを告げる中、長引く景気の低迷や社会構造の高激な変化等により、地域社会では閉塞感が広がっている。一方、国民の価値観は大きく変化、多様化してきており、公共サービスの分野でも自らの価値観に基づき自律的、主体的に多様なサービスを選択できる社会が求められている。こうした閉塞状況から脱却し、活力に満ちた真に豊かな社会を実現していくため、これまでの中央省庁主導のシステムから生活者主権・地域主権のシステムへと転換することが求められている。

- (1) 地方分権の推進に向けた行財政基盤の構築

- (2) 新しい地域経営を担うことができる財政構造への転換

- (3) 住民本位の新しい行政運営システムの確立

三位一体の改革
国から地方への税源移譲
国庫補助負担金の廃止・縮減
地方交付税の見直し

国に対する提言・要望